

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和五年二月二十四日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 争議行為を行う労働組合
別表に掲げる労働組合
- 二 目的
大幅な賃金引上げ及び全職種的大幅増員の実現等の件
- 三 日時
令和五年三月七日午前零時から問題解決に至るまでの期間
- 四 場所
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場
- 五 概要
救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員が争議行為を行う。

別表

労働組名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	小野 民外里	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合埼玉協 同病院支部	小野 民外里	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合生協歯 科診療所支部	小野 民外里	生協歯科診療 所	埼玉県さいたま市緑区東浦 和六―十六―一

協同病院支部 関労働組合埼玉西 埼玉県民主医療機	協病院支部 関労働組合秩父生 埼玉県民主医療機	立診療所支部 関労働組合行田協 立診療所支部 埼玉県民主医療機	協病院支部 関労働組合熊谷生 埼玉県民主医療機	べ生協診療所支部 関労働組合かすか 埼玉県民主医療機	や診療所支部 関労働組合おおみ 埼玉県民主医療機	主診療所支部 関労働組合浦和民 主診療所支部 埼玉県民主医療機	い診療所支部 関労働組合さいわ い診療所支部 埼玉県民主医療機	療所支部 関労働組合川口診 療所支部 埼玉県民主医療機	ぬま支部 関労働組合老健み ぬま支部 埼玉県民主医療機
小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里
院 埼玉西協同病	秩父生協病院	所 行田協立診療	熊谷生協病院	診療所 かすかべ生協	所 おおみや診療	所 浦和民主診療	所 さいわい診療	川口診療所	みぬま 老人保健施設
十五 埼玉県所沢市中富千八百六	一 埼玉県秩父市阿保町一―十	埼玉県行田市本丸十八―三	五十四 埼玉県熊谷市上之三千八百	―十二 埼玉県春日部市谷原二―四	千百―二 埼玉県さいたま市西区指扇	浦和五―十一―七 埼玉県さいたま市浦和区北	―四十 埼玉県川口市西青木五―一	―二十 埼玉県川口市中青木四―一	四十七 埼玉県川口市木曾呂千三百

合	東松山病院労働組 和 田 一 己	東松山病院	埼玉県東松山市大字大谷四 千百六十一二
埼玉県民主医療機 関労働組合大井協 同診療所支部	小 野 民外里	所 大井協同診療	埼玉県ふじみ野市ふじみ野 一 一 一 十五
虹の歯科支部	小 野 民外里	科 あさか虹の歯	埼玉県朝霞市浜崎七百二十 四 一 二
埼玉県民主医療機 関労働組合老健さ んとも支部	小 野 民外里	さんとも 老人保健施設	埼玉県所沢市中富千六百十 七
埼玉県民主医療機 関労働組合所沢診 療所支部	小 野 民外里	所沢診療所	埼玉県所沢市宮本町二一 二 十 三 一 三 十 四